相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県小松市下粟津町ナ四四番地、最後の住所京都府向日市森本町下森本四三番地の二一　被相続人　亡　**西出**　勝男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十二日

事務所石川県加賀市大聖寺東町三丁目五番地一階三号室　加賀法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久保田康宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府寝屋川市上神田一丁目二二番、最後の住所大阪府寝屋川市上神田一丁目二二番五号　被相続人　亡　西出　信雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十二日

事務所石川県加賀市大聖寺東町三丁目五番地一階三号室　加賀法律事務所

相続財産管理人　弁護士　久保田康宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都昭島市宮沢町一丁目三番、最後の住所静岡県静岡市駿河区丸子三丁目七番七号　被相続人　亡　満間　久典

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十二日

静岡市清水区辻一丁目二番一号　えじりあ二〇三号　中央法律事務所

相続財産管理人　弁護士　永野　海

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県知多郡南知多町大字師崎字鳥西六九番地の一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　間瀬　勉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十二日

愛知県半田市星崎町三丁目三七番地の一星崎ビル三階細井靖浩法律事務所

相続財産管理人　弁護士　細井　靖浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市西区枇杷島五丁目一〇一二番地、最後の住所名古屋市西区枇杷島五丁目一〇番一五号　被相続人　亡　望月　勝正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十二日

名古屋市中区錦二丁目一〇番二二号シティハウス五〇三鈴木法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　文敏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市古箕輪一丁目四六一番地一、最後の住所大阪府岸和田市尾生町六丁目一二番三一号医療法人利田会久米田病院　被相続人　亡　上脇喜美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十二日

大阪市中央区高麗橋三―一―一四高麗橋山本ビル五階

相続財産管理人　弁護士　丹羽　浩介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市東成区大今里四丁目一一七番地、最後の住所大阪府枚方市宮之阪三丁目二七番二―二三号　被相続人　亡　三島カズ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十二日

大阪市中央区道修町二丁目一番一〇号T・M・B道修町ビル七階

相続財産管理人　弁護士　橋森　正樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府泉佐野市春日町五二二三番地、最後の住所大阪府泉佐野市春日町五番一〇号　被相続人　亡　小間物谷ミヨ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十二日

大阪市中央区北浜三丁目二番一号新北浜ビル三階

相続財産管理人　弁護士　國祐伊出弥

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県鳥取市丸山町九六番屋敷、最後の住所不明　被相続人　亡　須美　妙周

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十二日

鳥取県鳥取市材木町三六九番地三

相続財産管理人　司法書士　林　茂生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県美作市林野二一五番地、最後の住所岡山県勝田郡勝央町黒土八八番地一八　被相続人　亡　三輪　悦子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十二日

岡山県津山市山北六九六番地二

相続財産管理人　司法書士　政広　雄造

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市西成区北津守四丁目二二七番地、最後の住所山口県周南市瀬戸見町一〇番九―四〇五号　被相続人　亡　河野　慶子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十二日

山口県周南市鐘楼町一番二二号月丘ビル三階

相続財産管理人　弁護士　通山　和史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍朝鮮、最後の住所北九州市門司区風師二丁目二番二六号　被相続人　亡　朴　久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十二日

北九州市小倉北区原町二丁目一番六号リーガルテラス一〇一号室　原田・川原法律事務所

相続財産管理人　弁護士　川原　秀範

第33期決算公告

2018年3月22日

東京都港区赤坂7丁目1番16号

株式会社イプサ

代表取締役　小田　淳

貸借対照表の要旨

（2017年12月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	9,230	流動負債	4,946
固定資産	432	固定負債	916
繰延資産	621	株主資本	4,420
		資本金	100
		利益剰余金	4,320
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	4,295
		（うち当期純利益）	(3,502)
資産合計	10,284	負債・純資産合計	10,284